

船橋市建築基準法第43条第2項第2号許可基準運用指針

第1 許可基準の考え方

建築基準法（以下「法」という。）第43条第2項第2号は、同条第1項の規定を満たさない場合について、総合的な市街地環境への影響について、「交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がない」かどうか審査することにより、例外的に許可するものであり、船橋市建築基準法第43条第2項第2号許可基準（以下「許可基準」という。）は、その判断の公平性・客観性を確保し、事前明示性を図ることを目的とする。

ここで、

交通上とは、歩行者・自転車の通行に支障がない。

安全上とは、火災等の危険時における避難の安全性。

防火上とは、火災時の延焼防止、火災時における消火活動上の配慮。

衛生上とは、採光、通風等への配慮。

のことをいう。

第2 許可基準の運用

（1）許可基準は、法第42条に規定する道路に代わる空地等について規定し、空地等の担保方法、建築物等の条件について定めてあるものを基本とするが、地区の特殊性を考慮し他の条件とすることを妨げない。

（2）その他

許可基準が運用できるか否かは、個別に協議することとする。

第3 建築審査会の同意等について

許可手続きの迅速化を図る上で、個別同意案件と包括同意案件に区分する。

（1）個別同意案件

船橋市建築基準法第43条第2項第2号の規定による許可に係る包括同意基準（以下「包括同意基準」という。）に該当しないが、許可基準に該当するものについては、個別に建築審査会に諮り、同意を得ることとする。

（2）包括同意案件

包括同意基準に該当するものについては、許可後に建築審査会に報告することとする。

（3）その他

前2項に該当しないものについては、個別に協議することとする。

附則

この指針は、平成11年 5月 1日から施行する。

附則

この指針は、平成17年 5月11日から施行する。（一部改正）

附則

この指針は、平成30年10月22日から施行する。（一部改正）

附則

この指針は、令和 6年11月20日から施行する。（一部改正）